

## 富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 制定趣旨

今回の手数料条例改正につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正の施行に伴い改正するものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 適合性判定の追加

建築物が備えるべき省エネルギー性能の基準（以下、省エネ基準）への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2,000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲が拡大されます。これを踏まえ、床面積300㎡以上2,000㎡未満の特定建築物の適合性判定に係る手数料を新たに定めます。また、適合性判定を受けた計画の軽微な変更に関する証明の手数料を新たに定めます。（別表74、75、83の項）

なお、富士見市は限定特定行政庁であるため、床面積500㎡以下の木造建築物に限られます。それ以外の建築物は、埼玉県の取扱いとなります。

#### (2) 面積区分の細分化による変更

省エネ適合性判定とその他の認定の省エネ性能の評価に係る審査の所要時間は同等ですが、今回、手数料の床面積「300㎡以上2,000㎡未満」の区分を「300㎡以上1,000㎡未満」と「1,000㎡以上2,000㎡未満」との2区分に分けたことにより、従来定めていた手数料が変更となります。（別表69、70、76、77、81、82の項）

この変更により、富士見市では「300㎡以上1,000㎡未満」の区分が適用されるため手数料が減額されます。

### 3 施行日

令和3年4月1日

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1～68（略）			別表（第2条関係） 1～68（略）		
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）	次に掲げる額を合算した額	69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）	次に掲げる額を合算した額
	ア 一戸建ての住宅	1件につき 5,000円		ア 一戸建ての住宅	1件につき 5,000円
	イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分			イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分	
	（ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び70の項において「申請住戸数」という。）が1戸のもの	1件につき 5,000円		（ア）申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この項及び70の項において「申請住戸数」という。）が1戸のもの	1件につき 5,000円
	（イ）申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき 10,000円		（イ）申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの	1件につき 10,000円
	（ウ）申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき 18,000円		（ウ）申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの	1件につき 18,000円
	（エ）申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき 31,000円		（エ）申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの	1件につき 31,000円
	（オ）申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき 52,000円		（オ）申請住戸数が25戸を超えるもの	1件につき 52,000円
	ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物			ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物	
	（ア）床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギー	1件につき 10,000円		（ア）床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギー	1件につき 10,000円

	<p>ギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準  (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項において「基準」という。) Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの  (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	1件につき <b>19,000円</b>		<p>ギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準  (平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。70の項において「基準」という。) Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの  (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	1件につき <b>31,000円</b>
70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(69の項及び71の項に規定する審査を除く。)  ア 一戸建ての住宅  イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分  (ア) 申請住戸数が1戸のもの  (イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  (ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの  (エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの  (オ) 申請住戸数が25戸を超えるもの  ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)の共用部分</p>	<p>次に掲げる額を合算した額  1件につき 38,000円  1件につき 38,000円  1件につき 66,000円  1件につき 96,000円  1件につき 140,000円  1件につき 203,000円  1件につき 111,000円</p>	70	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(69の項及び71の項に規定する審査を除く。)  ア 一戸建ての住宅  イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分  (ア) 申請住戸数が1戸のもの  (イ) 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの  (ウ) 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの  (エ) 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの  (オ) 申請住戸数が25戸を超えるもの  ウ 共同住宅(基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)の共用部分</p>	<p>次に掲げる額を合算した額  1件につき 38,000円  1件につき 38,000円  1件につき 66,000円  1件につき 96,000円  1件につき 140,000円  1件につき 203,000円  1件につき 111,000円</p>

	<p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オ以外の場合）</p> <p>（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合する場合）</p> <p>（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 250,000円</p> <p>1件につき <b>317,000円</b></p> <p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき <b>118,000円</b></p>		<p>エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オ以外の場合）</p> <p>（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合する場合）</p> <p>（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 250,000円</p> <p>1件につき <b>412,000円</b></p> <p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき <b>158,000円</b></p>
71	(略)	(略)		71	(略)
72	(略)	(略)		72	(略)
73	(略)	(略)		73	(略)
74	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提</u></p>				<p><u>(新設)</u></p>

	<p>出された場合</p> <p><u>(ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び第83の項において同じ。)が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>1件につき 11,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p> <p>1件につき 19,000円</p> <p><u>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>1件につき 267,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p> <p>1件につき 334,000円</p> <p><u>ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u></p> <p>1件につき 102,000円</p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</u></p> <p>1件につき 130,000円</p>			
75	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</u></p>	<p><u>74の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</u></p>		(新設)

<p><b>76</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第34条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法<b>第35条第1項各号</b>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 （ア）床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、<b>77の項ア（イ）、81の項イ及び82の項ア（イ）</b>において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 （ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき <b>19,000円</b></p>	<p><b>77</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第34条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（<b>76の項及び78の項</b>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p>	<p><b>74</b></p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）<b>第29条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法<b>第30条第1項各号</b>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 （ア）床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、<b>75の項ア（イ）、79の項イ及び80の項ア（イ）</b>において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 （ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき <b>31,000円</b></p>	<p><b>75</b></p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第29条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（<b>74の項及び76の項</b>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p>
------------------	--	--	------------------	---	-----------------------------	--	--	--	-----------------------------

<p>省令第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき <b>130,000円</b></p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき <b>334,000円</b></p>	<p>省令第10条第2号イ及びロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p> <p>1件につき 44,000円</p> <p>1件につき 80,000円</p> <p>1件につき 135,000円</p> <p>1件につき 102,000円</p> <p>1件につき <b>171,000円</b></p> <p>1件につき 267,000円</p> <p>1件につき <b>432,000円</b></p>
---	--	---	--

<p><b>78</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第34条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法<b>第35条第2項</b>の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>76の項又は77の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>76の項又は77の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>	<p><b>76</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第29条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（同法<b>第30条第2項</b>の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><b>74の項又は75の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><b>74の項又は75の項</b>に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>
<p><b>79</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第36条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（<b>80の項</b>に規定する審査を除く。）</p>	<p><b>76の項又は77の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<b>76の項又は77の項</b>に定める額）</p>	<p><b>77</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第31条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（<b>78の項</b>に規定する審査を除く。）</p>	<p><b>74の項又は75の項</b>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<b>74の項又は75の項</b>に定める額）</p>



<p><b>80</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第36条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法<b>第35条第2項</b>の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p>	<p>次に掲げる額</p> <p><u>76の項又は77の項</u>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<u>76の項又は77の項</u>に定める額）に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><u>76の項又は77の項</u>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<u>76の項又は77の項</u>に定める額）に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>（1） （2）以外のもの 174,600円</p> <p>（2） 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を</p>	<p><b>78</b></p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第31条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法<b>第30条第2項</b>の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合</p> <p>次に掲げる額</p> <p><u>74の項又は75の項</u>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<u>74の項又は75の項</u>に定める額）に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><u>74の項又は75の項</u>に定める額に2分の1を乗じて得た額（新たに追加される建築物については、<u>74の項又は75の項</u>に定める額）に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>（1） （2）以外のもの 174,600円</p> <p>（2） 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を</p>
------------------	--	--	------------------	---

		<p>受けたプログラムにより行われるもの</p> <p>120,700円</p>			<p>受けたプログラムにより行われるもの</p> <p>120,700円</p>
<b>81</b>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第41条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（同法<b>第2条第1項第3号</b>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき <b>19,000円</b></p>	<b>79</b>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第36条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（同法<b>第2条第3号</b>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき 23,000円</p> <p>1件につき 11,000円</p> <p>1件につき <b>31,000円</b></p>
<b>82</b>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第41条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（<b>81の項</b>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>（ア）一戸建ての住宅</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p>	<b>80</b>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律<b>第36条第1項</b>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査（<b>79の項</b>に規定する審査を除く。）</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準に適合する場合</p> <p>（ア）一戸建ての住宅</p>	<p>次に掲げる額を合算した額</p>

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 40,000円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 40,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 44,000円	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 44,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円	a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 80,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 135,000円	b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 135,000円
イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準に適合する場合		イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準に適合する場合	
(ア) 一戸建ての住宅		(ア) 一戸建ての住宅	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 22,000円	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分		(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分	
a 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 38,000円	a 床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 38,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 66,000円	b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 66,000円

<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき <u>130,000円</u></p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき <u>334,000円</u></p>		<p>ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき <u>171,000円</u></p> <p>エ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 267,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき <u>432,000円</u></p>	
<p>83 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更</u>に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p> <p><u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>	

	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 5,500円			
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 9,500円			
	イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの				
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 133,500円			
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 167,000円			
	ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの				
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 51,000円			
	(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件につき 65,000円			
84	(略)	(略)	81	(略)	(略)
85	(略)	(略)	82	(略)	(略)
86	(略)	(略)	83	(略)	(略)
87	(略)	(略)	84	(略)	(略)